

令和7年広審第28号

裁 決

引船A1引船列乗揚事件

受 審 人 a 2

職 名 A1甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年6月27日21時18分

愛媛県二神島西岸

2 船舶の要目

船種 船名 引船A1

台船A2

総トン数 19トン

全 長 18.80メートル

45.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 809キロワット

3 事実の経過

A 1 は、船体前部に操舵室を設け、同室前部中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ備えた2機2軸の鋼製引船で、船長a 1及びa 2受審人が乗り組み、船首1.0メートル船尾2.6メートルの喫水をもって、空倉のまま、船首尾0.4メートルの等喫水となった非自航鋼製A 2を船尾に引き、A 1の船尾からA 2の後端までの距離が約95メートルの引船列を構成し、令和7年6月27日15時50分山口県徳山下松港を発し、広島県土生港に向かった。

a 2受審人は、20時00分山口県安下庄港南東方沖合で、船長から引き継いで単独の船橋当直に就き、操舵スタンド後方で立って操船に当たり、GPSプロッター及びレーダーを作動させて東行し、20時15分スマートフォンのゲームを始めた。

a 2受審人は、二神島南西方沖合に至り、20時50分情島灯台から190度（真方位、以下同じ。）4.2海里の地点で、スマートフォンのゲームを続けながら自動操舵のまま針路を045度に定め、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 2受審人は、21時11分情島灯台から145度2.5海里の地点に達したとき、二神島西岸が正船首方1.0海里のところとなり、その後同岸に向首進行する状況であったが、スマートフォンのゲームを続けることに気を奪われ、GPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 2受審人は、二神島西岸に向首進行する状況に気付かないまま続航し、21時18分情島灯台から122度2.5海里の地点において、A 1は、原針路及び原速力で、同岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期

に当たり、視界は良好であった。

a 1 船長は、船体の衝撃に気付いて直ちに昇橋し、二神島西岸の浅所に乗り揚げたことを知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、A 1 は、船底外板に凹損を伴う擦過傷等を生じたが、来援した引船に引き下ろされ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、二神島南西方沖合において、土生港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、二神島西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 2 受審人は、夜間、二神島南西方沖合において、土生港に向けて航行する場合、二神島西岸に向首進行することのないよう、GPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人はスマートフォンのゲームを続けることに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、二神島西岸に向首進行する状況に気付かないまま進行して同岸の浅所に乗り揚げる事態を招き、A 1 の船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義